

2022年4月12日

なないろ生命保険株式会社

新商品「なないろがん治療保険極」「なないろメディカル礎」の発売



なないろ生命保険株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：石島健一郎、以下「当社」）は、2022年5月2日より、がん治療サポート保険「なないろがん治療保険極（きわみ）」、医療保険「なないろメディカル礎（いしずえ）」を発売いたします。

当社では、2021年10月1日より、がん治療サポート保険「なないろがん治療保険」、医療保険「なないろメディカル」を販売開始し、ご好評をいただいております。

今回、入院のさらなる短期化や増加を続けるがん罹患数、医療制度の移り変わり、そして、お客さまの多様なニーズにお応えするため、新たにがんの「自由診療抗がん剤治療」の保障を新設するなどの商品改定を行います。また、告知書における2年以内の健康診断告知を業界で初めて撤廃します。これらの改定により、治療をあきらめない、新たな選択肢となる保険としてさらにパワーアップします。

今後も、“Create the New Solution - 保険に、新しい選択肢を - ”をミッションに掲げ、お客様のより豊かで安心した人生と、代理店の健全な発展をサポートするべく、新たなサービス・商品の開発に努めてまいります。

■商品改定

改定商品	ポイント
 <p>なないろがん治療保険極 <small>きわみ</small> 極めるところなる。 ムダなく備え、治療もあきらめない <small>がん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自由診療抗がん剤・ホルモン剤での治療の保障を新設 ●がん治療による先進医療に加え、患者申出療養制度による療養を保障する特約を新設 ●合理性を追求し、よりお求めいただきやすい保険料に改定
 <p>なないろメディカル礎 <small>いしずえ</small> 医療保険の新定番 これさえあれば安心の一生保障 <small>医療保険（無解約返戻金型）（2022）</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のニーズに合わせて選べるオプション（特約）がさらに充実 ●1入院の支払限度「120日型」を新設 ●手術給付金の給付倍率を最大60倍まで拡大

■告知書改訂

改訂内容	ポイント
汎用告知書における 2年以内の健康診断告知の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断票の確認等が不要になるため、お申込み手続きが簡単に <small>※対象商品：「なないろメディカル礎」「なないろセブン」</small>

1. 「なないろがん治療保険極」の商品概要

【仕組み図】



【保障内容】

■ がん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）

	支払事由	支払金額
1型	【がん治療サポート給付金】 がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ①抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療 ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療	①②について がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数×3円」の金額 ③について がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに「1か月間の支払限度額×2」の金額
	【がん治療見舞金】 がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けたとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額
2型	【がん治療サポート給付金】 (1) 以下のいずれかに該当したとき ①がんの治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ア. 抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療 イ. 放射線治療 ウ. 手術 エ. 入院 ②がんのがん性疼痛緩和を目的として、以下のいずれかのがん緩和ケアを受けたとき ア. 疼痛緩和薬の薬剤料または処方せん料が算定される1日以上入院または通院 イ. 「緩和ケア病棟入院料」「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定される1日以上入院 (2) がんの治療を目的として、自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療を受けたとき	(1) がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日またはがん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月ごとに、次の金額の合計額 ①がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数×3円」の金額 ②がん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数×3円」の金額 (2) がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに「1か月間の支払限度額×2」の金額
	【がん治療見舞金】 がん治療サポート給付金が支払われる治療またはがん緩和ケアを受けたとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額

- がん治療サポート給付金の1か月間のお支払いは、支払限度額（10万円・20万円・30万円）を上限とし、通算して4,000万円までを限度とします。なお、自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療によるがん治療サポート給付金のお支払いは、通算して24回を限度とします。

■ がん先進医療・患者申出療養特約

	支払事由	支払金額	支払限度
がん先進医療・ 患者申出療養給付金	がんにより、所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	がんによる先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算：2,000万円
がん先進医療・ 患者申出療養見舞金		がん先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算：200万円

【保険料例】

■ 主契約：がん治療サポート保険 2 型 1 か月間の支払限度額 10 万円

■ 特約等：がん診断一時金特約 50 万円、がん先進医療・患者申出療養特約付加、がん保険料払込免除特則適用

[保険期間・保険料払込期間：終身、保険料払込方法：月払（口座振替扱・クレジットカード扱）]

	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
男性	1,414 円	1,961 円	2,901 円	4,932 円	8,654 円	12,892 円
女性	1,612 円	2,136 円	2,849 円	3,950 円	5,206 円	6,872 円

2. 「なないろメディカル礎」の商品概要

【仕組み図】



【保障内容】

■基本保障（主契約）：医療保険（無解約返戻金型）（2022）

	支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金	病気やケガで1日以上以上の入院をしたとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院：60日または 120日 通算：1,000日 ただし、8大疾病入院延長特則または3大疾病入院延長特則を適用した場合、所定の8大疾病または3大疾病の治療を直接の目的とする入院のお支払いは、1回の入院、通算ともに無制限となります。
手術給付金 放射線治療給付金	所定の手術・放射線治療を受けたとき	1回につき 入院給付金日額 × 所定の給付倍率	無制限 (ただし、放射線治療給付金は60日に1回限度)

<入院延長特則の対象の疾病>

8大疾病：①がん（上皮内がんを含む）②心・血管疾患 ③脳血管疾患 ④腎疾患 ⑤脾疾患 ⑥肝疾患 ⑦糖尿病 ⑧高血圧性疾患
 3大疾病：①がん（上皮内がんを含む）②心・血管疾患 ③脳血管疾患

<手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率>

区分		手術の種類		手術 1 型	手術 2 型
手術給付金	入院中	3 大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）の手術	開頭術、開胸術、開腹術	60 倍	10 倍
			上記以外の手術	20 倍	
		上記以外の手術	開頭術、開胸術、開腹術	10 倍	
			上記以外の手術		
	外来	入院中以外で受けた手術		5 倍	5 倍
	骨髓移植	造血幹細胞移植術		60 倍	10 倍
造血幹細胞採取手術		10 倍			
放射線治療給付金		所定の放射線治療・温熱療法		10 倍	10 倍

【オプション（特約）】

■ 入院一時金特約

	支払事由	支払金額	支払限度
入院一時金	入院給付金が支払われる入院を開始したとき	入院一時金額	1 回の入院：1 回 通算：50 回

■ 先進医療・患者申出療養特約

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・ 患者申出療養給付金	所定の先進医療または 患者申出療養制度による療養を受けたとき	先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算：2,000 万円
先進医療・ 患者申出療養見舞金		先進医療・患者申出療養給付金の 10%相当額	通算：200 万円

■ がん治療特約（2022）

	支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	①がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療 ・放射線治療 ②がんの治療を目的とする自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療を受けたとき	①がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに がん治療給付金月額 ②がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに がん治療給付金月額 × 2	通算：2,000 万円 ※自由診療抗がん剤治療は通算 24 回 限度

■ 3 大疾病一時金特約

	支払事由	支払金額	支払限度
3 大疾病一時金	がん（上皮内がんを含む）、心疾患、脳血管疾患で所定の状態に該当したとき	3 大疾病一時金額	3 大疾病それぞれ 1 年に 1 回限度

■ 特定疾病保険料払込免除特則

特定疾病保険料払込免除特則を適用することで、がん（上皮内がんを含む）と診断確定、心疾患・脳血管疾患で所定の状態に該当したとき、または疾病により 20 日超の継続入院をしかつその入院中に所定の手術をしたとき、以後の保険料のお払込みが免除となります。

【保険料例】

- 主契約：医療保険 入院給付金（60日型）日額5,000円、手術1型
- 特約等：入院一時金特約5万円、通院一時金特約3万円、先進医療・患者申出療養特約付加
 特定疾病保険料払込免除特則適用、3大疾病入院延長特則適用

[保険料払込期間・保険期間：終身、保険料払込方法：月払（口座振替扱・クレジットカード扱）]

	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男性	2,022円	2,615円	3,776円	6,055円	10,066円	16,415円
女性	2,506円	3,069円	3,538円	4,912円	7,346円	11,148円

このニュースリリースは、保険商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。なお、加入にあたっては所定の要件があります。詳細につきましては、「商品パンフレット」「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

以上